

事務連絡
令和3年5月7日
(最終改訂令和3年5月28日)

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の提供について

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）の活用等については、平素より格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年4月16日より、HER-SYS と全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップを行う入国者健康確認センター（本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。）の情報連携の仕組みが開始されており、さらに、本年5月21日には、HER-SYS 上の登録者が入国日から28日以内の入国者であるかどうかを確認できる検索機能が実装されております。

先般、これらの機能を活用して各自治体においてほしい具体的な事項等の下記のとおり整理し、お示ししたところです。

今般、我が国における新型コロナウイルス（変異株）による感染拡大の防止対策の強化のため、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和3年5月27日最終改正））が発出されたことを受けて、本事務連絡を改定しております。

貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底いただくとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

（主な改正箇所は太字下線）

記

1. 保健所において対応をお願いしたい陽性者の特定

○ 我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、現在、本邦入国前 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップの強化を図っております。

○ その一環として、4月16日以降、毎日定時に、センターから、入国後28日以内の入国者等の情報がHER-SYSに対して提供されております。

これにより、センターから提供された入国者等の情報と、HER-SYSの発生届に登録された者（陽性者情報）が一致するかどうかを自動で判定することが可能となっており、その結果、両者が一者に特定された場合には、HER-SYS上の「発生届タブ」のチェックボックスに☑が入ります。

また、5月21日より、センターから提供された入国者等の情報とHER-SYSの発生届に登録された者（陽性者情報）が一致する可能性があるものの、一者に特定されず、複数人が該当する可能性がある場合には、「候補者リスト」として表示されるようになっております。

2. 変異株 PCR 検査の実施と検体の提出

○ 1に該当する陽性者（センターから提供された入国者等の情報とHER-SYSの発生届に登録された者（陽性者情報）が一者に特定され、チェックボックスに☑が入っている者）であって、入国後14日以内にSARS-CoV-2陽性と診断された患者については、地方衛生研究所等と連携して、N501Y変異株PCR検査を実施するようにして下さい。その場合、当該検査の結果に応じて、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」（令和3年2月5日付け健感発0205第4号。令和3年5月27日最終改訂。）を参照の上、ゲノム解析又はL452R変異株PCR検査の実施をお願いいたします。

○ なお、1の「候補者リスト」として表示される者に対しては、担当保健所におかれては、候補者本人へのヒアリング等を行い、できる限り入国者を一者に特定できるように努めるとともに、一者に特定できた場合には、地方衛生研究所等と連携して、入国後14日以内にSARS-CoV-2陽性と診断された患者については、N501Y変異株PCR検査等を実施するようにして下さい。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03（5253）1111（内線8937／8927）